

秋田市特定不妊治療支援事業のご案内

助成制度について

秋田市では、特定不妊治療を受けたご夫婦に対し、医療費の自己負担分の一部を助成します。

【対象（要件）】

- ① 特定不妊治療を受けた夫婦で、1回の治療期間の治療中から申請時まで継続してどちらか一人が秋田市に住所を有していること。（法律上の配偶者を有していない事実婚の夫婦を含む。）
- ② 治療開始日の妻の年齢が43歳未満であること。
- ③ 保険診療の届出医療機関での治療であること。
（届出医療機関の詳細は、かかりつけ医療機関にご確認ください。）

【申請方法】

治療が終了した日から9か月以内に必要な書類を添え、子ども健康課（秋田市保健所2階）へ申請（提出）してください。申請は1回の治療が終了する毎に行ってください。

○申請は郵送でも受け付けています。

○一度提出された書類はお返しできませんのでご注意ください。

【申請前のお願い】

- ・不妊治療の開始に当たっては、「限度額適用認定証」を取得してから受診するようお願いいたします。
- ・ご加入の健康保険から交付された「限度額適用認定証」を医療機関や薬局の窓口で提示することで、窓口単位での1か月の支払いを、所得に応じて決められる上限額までに抑えることができます。
- ・マイナンバーカードを保険証として利用している場合は「限度額適用認定証」の取得は不要になりますが、マイナポータルより自身の限度額適用区分を確認してください。
- ・1か月の自己負担額（医療機関や薬局の窓口で支払った額の合算）が限度額を超えた場合、健康保険より高額療養費が給付されます。
- ・高額療養費とは別に、各健康保険が定めた基準に従って付加（附加）給付金が給付される場合があります。
- ・治療終了後、高額療養費や付加（附加）給付金が支給されるかをご加入の健康保険に直接確認し、その額が決定してから申請してください。

※高額療養費や付加（附加）給付金の有無を確認していない場合は、申請を受け付けることができません。

助成内容

【 助成対象となる治療 】



- ①保険診療の治療 : 体外受精、顕微授精、胚移植術、男性不妊治療等
(医療機関で治療計画が作成されたもの。)
- ②保険外診療の治療 : 保険診療と同様の内容で、保険適用の上限回数を超えて行う治療
(初回治療開始時点で妻の年齢が40歳未満の場合に限る。)
- ③先進医療 : 国が定める先進医療で、その実施機関として承認されている医療機関で実施した治療
- ④保険外診療(自由診療) : 保険適用外の医療技術を実施することで、併用する特定不妊治療も含めて
保険外診療(自由診療)になるもの

※先進医療は、医療技術ごとに保険診療との併用ができる医療機関
が異なるため、右のQRコードからご確認ください。



先進医療を実施している医療機関の一覧
(厚生労働省ホームページ)

【 回数および金額 】

診療区分	治療方法	助成限度額	助成上限回数 (年齢は初回治療開始時の妻の年齢)
①保険診療(注)	A・B・D・E	9万円	40歳未満 子ども1人につき9回 40歳以上43歳未満 子ども1人につき3回 (注) 保険診療に対する 助成は、高額療養費や 付加(附加)給付金 を控除
	C・F	3万円	
	男性不妊治療	9万円	
②保険外診療	A・B・D・E	30万円	40歳未満 子ども1人につき上限3回まで (ただし、通算助成回数9回の内数)
	C・F	10万円	
③先進医療	特定不妊治療(保険 診療)と併用	10万円	43歳未満 年度内1回まで (申請年月日が属する年度) ※併用して行う特定不妊治療は通算の助成回数 に含む
④保険外診療 (自由診療)	A・B・D・E	30万円	43歳未満 年度内1回まで (申請年月日が属する年度)
	C・F	10万円	

※「1回の治療」とは、治療計画に基づき実施される一連の診療過程のことをいいます。

※出産後、2子目以降の治療をする場合は、保険適用回数がリセットされます。
詳しくは、主治医へご確認ください。

※秋田県が実施した助成は、通算の対象ですが、その他の自治体が独自実施している助成は、通算の
対象とならない場合があります。

※詳しい助成対象については、別表「体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲」をご確認
ください。

※男性不妊治療は、特定不妊治療に至る過程の一環として行われる、精巣内精子採取術の費用の一部
について、特定不妊治療の助成上限額に加えて申請することができます。

参考1【助成回数の考え方】

※詳しくは、子ども健康課へお問い合わせください。

<40歳未満で治療を開始した場合の、申請と助成上限回数の例>

例	回数		1年度目				2年度目			3年度目			
	年度	回数	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	保険外診療	保険外診療	保険外診療	保険外診療	
通常パターン	保険適用回数 (胚移植術)	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	保険外診療 1回目	保険外診療 2回目	保険外診療 3回目	保険外診療 4回目		
	秋田市助成回数 (通算)	助成1回目	助成2回目	助成3回目	助成4回目	助成5回目	助成6回目	助成7回目	助成8回目	助成9回目	対象外		
Eの治療1回 Fの治療1回 を含む場合	保険適用回数 (胚移植術)	1回目	2回目	胚移植術なし (Eの治療)	3回目	胚移植術なし (Fの治療)	4回目	5回目	6回目	保険外診療 1回目	保険外診療 2回目		
	秋田市助成回数 (通算)	助成1回目	助成2回目	助成3回目	助成4回目	助成5回目	助成6回目	助成7回目	助成8回目	助成9回目	対象外		
Eの治療1回 Fの治療1回を含むが Fの治療分の助成申請を しない場合	保険適用回数 (胚移植術)	1回目	2回目	胚移植術なし (Fの治療)	3回目	胚移植術なし (Eの治療)	4回目	5回目	6回目	保険外診療 1回目	保険外診療 2回目	保険外診療 3回目	
	秋田市助成回数 (通算)	助成1回目	助成2回目	申請せず (助成なし)	助成3回目	助成4回目	助成5回目	助成6回目	助成7回目	助成8回目	助成9回目	対象外	
先進医療、保険外診療 (自由診療)を含む場合	保険適用回数 (胚移植術)	1回目	2回目 +先進医療	3回目 +先進医療	4回目	5回目 +先進医療	保険外診療 (自由診療)	6回目 +先進医療	保険外診療 1回目	保険外診療 2回目	保険外診療 3回目	保険外診療 4回目	
	秋田市助成回数 (通算)	助成1回目	助成2回目	助成3回目	助成4回目	助成5回目	-	助成6回目	助成7回目	助成8回目	助成9回目	対象外	
	秋田市助成回数 (通算外)	-	助成1回	対象外	-	助成1回	助成1回	助成1回	-	-	-	-	
県外からの転入の場合	保険適用回数 (胚移植術)	1回目	2回目	3回目	4回目	胚移植術なし (Eの治療)	5回目	6回目	保険外診療 1回目	保険外診療 2回目	保険外診療 3回目	保険外診療 4回目以降	
	秋田市助成回数 (通算)	県外在住 (秋田市助成なし)				秋田市転入 助成1回目	助成2回目	助成3回目	助成4回目	助成5回目	助成6回目	対象外	

参考2【先進医療についての助成の考え方】

総医療費 (保険診療総額+先進医療費)	
保険診療	先進医療
保険者負担(7割)	自己負担(3割)
	自己負担(10割)
	先進医療分助成適用 (年度内1回、10万円まで)

先進医療費助成の要件緩和について

先進医療の助成について、保険診療の総医療費と先進医療の助成額の合計による助成上限額の要件を撤廃しました。令和5年度中に治療が終了している場合は、申請が令和6年度であっても、特例として令和5年度分で回数を計上します。

※令和5年4月1日以降に治療を開始し、令和6年3月31日までに先進医療と併用した1回の治療が終了している場合は、経過措置として令和6年12月27日まで申請を受け付けます。

※先進医療と併用して実施した特定不妊治療について令和5年度中に申請済の場合は申請書類が一部不要となりますので、詳しくは子ども健康課までお問合せください。

参考3【保険外診療(自由診療)についての助成の考え方】

総医療費 (混合診療は認められていないため、全て保険外診療(10割負担)となるもの)	
保険診療相当の治療	保険適用外の医療技術
自己負担(10割)	自己負担(10割)
助成上限額 ABDE:30万円、CF:10万円	

【申請に必要な書類】



☑ 申請前に下記の必要書類がそろっているか、ご確認ください。

	必要書類	備 考
1	<input type="checkbox"/> 秋田市特定不妊治療支援事業申請書	記入説明を参照してください。
2	<input type="checkbox"/> 秋田市特定不妊治療支援事業受診等証明書	治療を受けた医療機関の医師に記入を依頼してください。 ※領収書と証明書の領収金額が一致しない場合は、発行機関にご確認ください。
3	<input type="checkbox"/> 秋田市特定不妊治療支援助成金請求書	記入説明を参照してください。 ※記載内容を修正する場合は、訂正印や二重線で修正せず、お書き直しください。
4	<input type="checkbox"/> 領収書(コピー可)	・明細書の提出は不要です。 ・入院費、食事代、文書料等、特定不妊治療に直接関係のない費用は対象外です。 ・提出された領収書は返却できません。コピーはご自身で準備してください。
5	<input type="checkbox"/> 健康保険証の写し	治療を受けた方の健康保険証の写しを提出してください。
6	<input type="checkbox"/> 男性不妊治療用受診等証明書 (※該当者のみ)	婦人科以外の診療科で治療を行った場合、治療を受けた医療機関の医師に記入を依頼してください。
7	<input type="checkbox"/> 秋田市特定不妊治療支援事業 協力医療機関受診等証明書と領収書 (※該当者のみ)	医療機関での治療額が上限額未満の場合、左欄の証明書類等の提出により助成対象額に加算されます。
8	<input type="checkbox"/> 薬剤内訳証明書と領収書 (※該当者のみ)	※各領収書と証明書の領収金額が一致しない場合は、発行機関にご確認ください。
9	<input type="checkbox"/> 限度額適用認定証の写し (※該当者のみ)	限度額適用認定証を医療機関に提出して治療した方。
10	<input type="checkbox"/> 高額療養費や付加(附加)給付金の 決定額が確認できる書類 (※該当者のみ)	・支給決定通知書等 ・高額療養費に該当する方は、あらかじめ、健康保険の高額療養費支給申請を済ませてください。

※上記のほかに、個別に書類の確認が必要な場合は、別途提出をお願いすることがあります。
(例) 婚姻関係(事実婚のかたも含む)を確認できない場合などは、戸籍謄本等の提出をお願いする場合があります。

※申請時期によっては、「2 秋田市不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書」の入手に時間がかかる場合があります。お早めに医療機関に記入を依頼してください。

申請書ダウンロードなど

秋田市公式ウェブサイト 「特定不妊治療費を助成します」
広報ID検索「1005908」



- ◆ 様式は子ども健康課窓口や市内産婦人科医療機関でも差し上げています。
- ◆ 希望者には郵送します。

★郵送時の送付先★

〒010-0976 秋田市八橋南一丁目8番3号

秋田市子ども家庭センター子ども健康課

給付担当 宛

TEL: 018-883-1172 (平日8:30~17:15)

